

いわてユニバーサルデザイン電子マップのお知らせ～バリアフリー対応施設のご案内～

▶問い合わせ先＝地域福祉課障害福祉係(☎内線187)

岩手県では、誰でも気軽に外出できるよう、車いすやベビーカーなどで利用できる県内の公共施設、商業施設(飲食店、スーパーマーケットなど)、宿泊施設などのバリアフリー設備などの情報を集めた「いわてユニバーサルデザイン電子マップ」を作成し、ホームページで公開しています。

現在、電子マップには、市内の公共施設、民間施設合わせて67カ所の情報が掲載されていますが、市では管理している公共施設のバリアフリー設備などの設置状況を定期的に確認し、電子マップへの登録を県へ依頼しています。

このホームページでは、公共施設だけでなく、民間の施設管理者などからの登録のほか、一般の人からの情報提供を呼び掛けています。

市では、県の「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、障がい者を含む全ての人が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる、ひとにやさしいまちづくりを進めていますので、一部でもバリアフリー設備などに対応している商業施設や宿泊施設などがありましたら、登録や情報提供をお願いします。

また、ホームページを印刷したものを希望する場合は、地域福祉課で対応していますので、お気軽にご相談ください。

▶いわてユニバーサルデザイン電子マップホームページ＝<http://igis.pref.iwate.jp/udmap/>

掲載されているバリアフリー設備など

入口自動ドア	入ロスロープ	一般駐車場	エレベーター
障がい者用トイレ	オストメイト用トイレ	障がい者用エレベーター	おむつ交換スペース
車いす使用者用客室	車いす使用者用浴室	ベビーカーチェア	授乳スペース
視覚障がい者誘導ブロック	介助者の設置	指さし会話板の設置	外国語で日常会話ができる従業員の設置
車いす使用者用駐車施設	ひとにやさしい駐車場指定駐車施設	手話で日常会話ができる従業員の設置	その他

- ・ユニバーサルデザイン＝誰もが利用しやすいように配慮した製品や環境
- ・オストメイト＝さまざまな病気や事故などにより、おなかに排せつのための「ストーマ(人工肛門・人工ぼうこう)」を増設した人

自動車専用道および高速道路の走行にご注意ください

▶問い合わせ先＝市民環境課交通安全係(☎内線127)

3月9日に、吉浜釜石道路(釜石南ICから釜石西ICまで)が全線開通します。

開通後は、交通量や交通の流れが大きく変化することが見込まれます。

そのため、自動車専用道や高速道路を走行する際は、交通ルールを守って走行しましょう。

■高速道路などの走行に注意しましょう

- ・あおり運転被害防止のため、指定速度で走行する自信がない場合は、一般道を走行しましょう。
- ・単調な運転になりやすいため、1時間から1時間30分ごとに休憩を15分程度とりましょう。

交通ルールを守りましょう

- ・取り付け道路を含む路上での駐停車は絶対しない(緊急時を除く)。
- ・緊急時の駐停車の際、三角表示板を設置し、安全な場所で待機する。
- ・トンネル内では必ずライトを点灯する。
- ・区間によって制限速度が異なるため、走行スピードに注意して運転する。
- ・安全な車間距離を保持する。

消費生活情報

124

「不要品を買い取る」などの訪問購入業者の強引な買い取りに注意

自宅で物品を買い取ってもらう際の訪問購入に関する相談が全国の消費生活センターなどに多数寄せられています。

■トラブル事例

「不要な貴金属を買い取ります」と自宅を訪れた業者に、指輪やネックレスなど数点を鑑定してもらいました。

提示された金額に納得がいかなかったので迷っていたら、強引に買い取られてしまい、翌日、商品を返してほしいと連絡しましたが応じてもらえませんでした。

このような訪問購入への規制はどのようなになっているのでしょうか。

■回答

平成25年2月、新たに「訪問購入の規制」を盛り込んだ特定商取引法に関する法律の一部を改正する法律が施行さ

れ、自宅で業者に物品を買い取ってもらう際の消費者を保護する制度や、業者が守るべきルールが定められています。

◎不招請勧誘の禁止(消費者が要請していない訪問買い取りの勧誘の禁止)

・飛び込み勧誘だけでなく消費者から査定に關してのみ訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧誘行為は禁止されています。

・契約しない旨の意思表示をした消費者への再勧誘は禁止されています。

◎事業者名・勧誘目的の明示義務

訪問購入業者が訪問購入を行う際には、勧誘に先立って事業者名や勧誘目的、勧誘物品種類を明らかにすることが義務付けられています。

◎書面交付義務

訪問購入業者は買い取り価格などの必要事項を記載した

書面(法定書面)を売主(消費者)に交付しなければなりません。

◎売主(消費者)によるクーリング・オフ

売主(消費者)は法定書面が交付された日から8日以内であれば無条件での契約の解除ができます。

◎物品引き渡しの拒絶

売主(消費者)はクーリング・オフ期間中は、物品の引き渡しを拒むことができます。契約をしても、その場ですぐに物品を引き渡す必要はありません。

■消費者へのアドバイス

買い取り業者の訪問があった時は、「不要な勧誘はきっぱり断る」「貴金属やブランド品をむやみに見せない、触らない」ことが大事です。

当初の話とは異なる物品の売却を迫られたり、クーリング・オフを妨害されたりするなど、契約時や契約後にトラブルが生じた時は、自己判断せず消費生活センターにお気軽にご相談ください。

▽問い合わせ先

大船渡市消費生活センター(☎031111内線134)

【出典】岩手県立県民生活センターホームページ「消費生活Q&A」より

子育て日記

325



■熊谷喜正・文香さん夫妻のお子さん
(三陸町越喜来字浪板)

熊谷 奨之介 くん(1歳)

●お子さんへのメッセージ

二人の兄ちゃんに負けないようにたくましく優しく育ってね♡ (お父さん・お母さんより)

●今後のまちづくりに望むこと

小学生も遊べる室内遊戯場が欲しいです。

◀募集中心▶ 「子育て日記」に掲載する小学生ぐらいまでのお子さんを募集しています。応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

▶あて先/問い合わせ先

〒022-8501(住所記載不要)
秘書広報課広聴広報係(☎内線210)